



- トピックス
- I. ミャンマー:新法施行1年を経た新たな会社法実務(第1回)
 - II. アラブ首長国連邦:外資規制緩和の動向 ~ポジティブリストの公表~
 - III. パキスタン:司法制度と民事紛争解決システム
 - IV. シンガポール:ハラスメント保護法(Protection from Harassment Act)の改正

2019年
7月22日号

I. ミャンマー:新法施行1年を経た新たな会社法実務(第1回)

執筆者:伴 真範、鈴木 健文、安部 立飛

ミャンマーでは、2018年8月1日に新しい会社法(Myanmar Companies Law, 2017)(以下「新会社法」といいます。)が施行されました。現時点(2019年7月。以下同様です。)までに、会社法上の手続・運用に関して改善、明確化等された点が種々ありますので、新会社法下における実務運用の一部についてご紹介したいと思います(新会社法施行により廃止された古い会社法(Myanmar Companies Act, 1914)を、以下「旧会社法」といいます。)

今回は、「外国会社」の定義と会社登記に係るオンラインシステムである「MyCO(Myanmar Companies Online)」を取り上げます。

第1「外国会社」の定義の変更とその運用

実務上大きな影響を与える変更点として、会社法上の外国会社の定義の変更が挙げられます。旧会社法下では、大要、外国会社とはミャンマー会社ではない会社と定義され、ミャンマー会社は全ての株式がミャンマー人に保有されている会社と定義されているため、1株でも外国人又は外国企業が株式を有している企業は外国会社に該当すると理解されておりました。さらに、法律上の根拠は明確ではないものの、会社法上の外国会社の概念を借用して、事業ライセンス、不動産利用規制等の種々の外資規制が及ぼされていました。その結果、各種外資規制が法律を根拠とせず実施・運用されるものが少なからず存在したため、特定の事業に対する外資規制を確認するためには個別の事業ごとに所轄官庁への照会等が不可欠であり、外資企業によるミャンマーへの進出において外資規制の調査が大きな負担となっていました。このような問題に関連して、新会社法では、持分の35%まで外国人又は外国企業が保有していたとしても、会社法上の外国会社に該当しないものとされたため、新会社法下における「外国会社」の概念と外資規制の運用について注目されていました。

1. 新会社法の外資規制への影響

この1年の関係当局の運用及び関連法令に鑑みますと、概していえば、新会社法の外国会社の定義は他の法令に基づく各種外資規制の解釈・運用に直接影響するものではなく、当該各種外資規制ごとに、個別に解釈・運用がされるべきであると考えられます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

以下では、新会社法の外資規制への影響について、事業規制及び不動産利用規制の2つの観点に分けてご説明いたします。

(1) 事業規制

投資法(Myanmar Investment Law, 2016)の施行により、ミャンマーにおける外資規制は、まず、同法及びその関連法令¹に従う必要があることとされました。同法令では、連邦政府のみが遂行可能な事業、外国投資家に禁止されている事業、ミャンマー資本との合弁が必要とされる事業²、及び関連省庁の承認が必要とされる事業と業種によって分類され、それぞれ個別に制限内容が定められています。これらの制限事業については、投資法及びその関連法令上、外資規制の適用範囲と新会社法との関係は明確ではなく、また、投資法及びその関連法令は、必ずしも外資規制の対象事業の全てを網羅するものでもありませんので³、投資法及びその関連法令に定められる規制の他、当該事業に関する個別法令に基づく規制の遵守も別途必要になります。そのため、例えば、投資先会社が新会社法上の「外国会社」に該当しない場合であったとしても、外資規制が及ばないと画一的に判断できるものではないため、投資先会社の事業ごとに外資規制の有無を検討し、各外資規制ごとに関連当局への照会等を実施することが依然として適切かつ慎重な対応と考えられます。

なお、新会社法の施行により、新会社法下における外国会社の定義を意識した、監督官庁の解釈等が示される動きも見られます。例えば、金融分野においては、ミャンマー中央銀行の2019年1月29日付 Announcementによれば、地場銀行は、ミャンマー中央銀行の事前承認の下、外国銀行又は外国金融機関から35%まで資本投資を受けることができることが明確化されました。

(2) 不動産利用規制

新会社法下では、外国資本を受けている会社であっても、当該資本が50%未満であれば、外国資本による不動産利用を一般的に規制する法律である不動産移転制限法上の規制の対象とならないと解釈するのが合理的と考えられます。新会社法上、「外国会社」の概念は不動産移転制限法上の解釈に影響を与えない旨が明示されており、かつ不動産移転制限法では、条文上、外資50%未満の会社は外国人保有会社に該当せず、その規制の対象とされていないためです。

一方、旧会社法下では、1株でも外国人又は外資企業に保有されている会社は、不動産利用規制の対象とされ、不動産に関する一切の利用権を保有することができず、また、1年超のリースが禁止されていました。このように、旧会社法下とは異なり、新会社法下では、外国資本がマイナー出資を行っても、対象会社の不動産利用には直ちに影響が生じないことになる点で、有効な投資ストラクチャーの選択肢が増えたと評価できるものと思われます。

2. 外資比率の維持に関する問題

前述のような外資規制に関連して、ミャンマー企業に対して外資企業が資本参加する場合、資本参加時のみならず、その後の会社運営時においても、如何に外資比率を一定の数値以下に抑えるかという点が問題となります。例えば、土地利用権を所有する100%ミャンマー内資の企業(以下「対象会社」といいます。)に対して、日本企業が49%を出資した例を想定した場合、当該出資後において、対象会社の他のミャンマー人株主が対象会社株式を外国人に譲渡したり、また、対象会社の他の法人株主の株主に外国人が参加することとなると⁴、事後的に、対象会社が不動産利用規制を受けることとなりかねません。

このような場合、日本企業が対象会社に出資を行うにあたっては、実務的に考え得る対応策の一つとして、株主間合意書や定款等にて、株式の譲渡制限等の適切な措置を設定することが考えられます。

¹ 主要なものとして、各種制限事業を列挙しているミャンマー投資委員会告示2017年15号(以下「制限事業告示」といいます。)が挙げられます。

² ミャンマー資本側は、最低でも20%を投資する必要があるとされています。

³ 例えば、制限事業告示のNotes(2)では、銀行、保険及び金融サービスについては、関係する省庁及び組織の計画に従って認められるとされています。

⁴ 不動産移転制限法上の「外国人保有会社」の定義上、間接的な外資保有比率(すなわち、法人株主の株主における外国人比率等)が考慮されるのか、明確ではありません。

第2 MyCO の運用

新会社法施行日の2018年8月1日から「MyCO(Myanmar Companies Online)」の運用が開始され、同日以後、会社登記申請は原則としてMyCOを通じて行うこととなりました⁵。旧会社法下では、全ての申請書類が紙ベースで管理され、またその整理も必ずしも十分になされていなかったため、各種手続に多大な時間を要していました。これに対して、新会社法下では各種の手続に要する時間が減少し、手続も簡便なものとなりました。

1. MyCO にて利用可能な手続

新会社法施行日である2018年8月1日時点では、会社の設立登記申請、登記情報の検索等⁶の限定的な機能のみが利用可能とされていました。その後、MyCOにて申請可能な手続や利用可能な機能が徐々に増加し、現時点では、会社の設立登記申請及び既存会社の登記情報検索の他、主に次の手続が実施可能です。⁷

- 登記情報(定款、名称、株式構成、登記事務所の場所等)の変更申請
- 取締役・役員の変更申請
- 会社形態の変更申請(非公開会社から公開会社への変更等)
- 会社の保有資産に対する担保権の設定申請
- 任意清算手続に係る宣誓供述書の提出

2. MyCO 上の情報開示

前記1.のとおり、MyCOでは、既存会社の登記情報検索を行うことが可能ですが、無料で閲覧することができる情報は、次のとおりです^{8 9}。

- 会社名
- 登記番号
- 登記住所
- 設立日
- 会社形態
- 外国会社への該当性(現地法人の場合)
- 小会社への該当性
- DICA¹⁰への登記申請履歴(当該会社に関してDICAに提出された書類の名称及びその効力の発生日¹¹)
- 役員情報(名前、役職、国籍、パスポート番号等)

MyCOの運用開始当初、役員情報として取締役等個人の国民登録証(NRC)番号(ミャンマー国籍の場合)又はパスポート番号(ミャンマー国籍以外の国籍の場合)が開示されており、プライバシー上の問題が懸念されるどころでしたが、その後NRC番号及び

⁵ 紙ベースでの申請も追加費用を支払うことで可能とされています。

⁶ 旧会社法下で設立された全ての会社は、2019年1月31日までに、会社情報を再登録することが義務づけられていたところ、MyCOにて当該再登録も実施可能でした。

⁷ なお、2019年7月13日から登記内容の補正手続も受付が開始されました。

⁸ なお、MyCOでは、上記の無料の情報検索とは別に、手数料を支払って、より詳細な会社の登記情報を取得することも可能です。

⁹ 2019年7月時点では、MyCOでは最新の情報「のみ」が表示され、過去に行った各種申請の申請内容を確認する機能がないため、後日に申請内容の履歴を確認することができません。

¹⁰ DICAとは、Directorate of Investment and Company Administrationの略称であり、会社登記等の所轄官庁です。

¹¹ ここでいう「効力の発生日」は、DICAが登記に反映した日を意味しており、会社において登録すべき行為を実施した日とは必ずしも一致しないことに注意が必要です。

パスポート番号は末尾の3桁の番号のみが開示され、その他の部分は非表示とする改善がされました。

3. MyCO を利用した設立登記申請の手順

MyCO によって迅速化及び簡易化が図られた会社登記手続の一例として、会社の設立登記の申請手続についてご紹介いたします。

MyCO では、添付書類の提出も含み、全てオンラインにて実施が可能です。具体的な設立登記の手順は、大要、次のとおりです。

- ① MyCO における個人アカウントの作成
- ② MyCO 上での申請情報の入力及び添付書類のアップロード
- ③ 申請費用の支払
- ④ 上記②で入力した申請情報の提出
- ⑤ DICA による書類審査
- ⑥ (審査が完了した場合)設立証明書(Certificate of Incorporation)の発行

DICA の繁忙度にもよりますが、早ければ、記入済み申請書の提出を行ってから1日以内に審査が完了し、即日設立証明書が発行される場合もあります。



ばん まさのり
伴 真範

西村あさひ法律事務所 大阪事務所 弁護士 法人社員

m_ban@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。民政移管直後の2011年よりミャンマー進出に係る助言を開始。2012年よりヤンゴンに駐在し、現地の法律事務所に勤務。現在は、大阪事務所にて、ミャンマー企業の買収その他資本提携、不動産取引、労務問題その他一般企業法務等に広く携わる。



すずき たけふみ
鈴木 健文

西村あさひ法律事務所 弁護士

ta_suzuki@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2016年カリフォルニア州弁護士登録。2015年より1年間ヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所で勤務。また、2016年には、法務省よりミャンマーの法制度、リーガルニーズ等を調査する業務を受託(2019年、当該調査のアップデート調査を受託)。現在は、クロスボーダーの M&A、コーポレート案件に携わる他、東京・ヤンゴンの双方でミャンマー法務全般に深く携わっている。



あべ はるひ
安部 立飛

西村あさひ法律事務所 大阪事務所 弁護士

ha_abe@jurists.co.jp

2014年弁護士登録。主として、一般企業法務、M&A/企業組織再編、ジョイント・ベンチャー、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、企業不祥事に係る危機管理案件等に携わる。

II. アラブ首長国連邦:外資規制緩和の動向 ~ポジティブリストの公表~

執筆者:森下 真生

1. UAE における外資規制とその緩和の動向

アラブ首長国連邦(以下「UAE」といいます。)には、会社持分の51%以上をUAE国民が保有しなければならない(すなわち、外国投資家はUAE企業の49%までしか保有することができない)という厳格な外資規制が存在しているところ、外国投資を促進する観点から、当該規制の撤廃・緩和が長年の課題とされています。

昨年と今年のアジアニュースレター各 1 月号¹²において触れたとおり、UAE における外資規制の緩和については、ここ数年で大きな動きがあります。まず、2017 年 9 月に外資規制の根拠法である商事会社法が一部改正されて(2017 年 10 月 28 日施行)、内閣が、外国企業が会社持分の過半数を保有できる事業分野を定めることができることになり、その後、2018 年 9 月に外国直接投資法(Foreign Direct Investment Law)が成立し、外国直接投資の枠組みが定められました。

2. 13 事業分野に関するポジティブリストの公表

外国直接投資法により、外資規制の撤廃または緩和の対象となる事業分野については、ポジティブリストと呼ばれるリストに列挙されることになりましたが、外国直接投資法制定時には、ポジティブリスト自体は明らかにされておらず、その内閣による決定が待望されていました。

2019 年の第一四半期中にポジティブリストの公表が目指されているという報道もあった中、2019 年 7 月 2 日、ついに内閣の決定がなされ、以下の 13 事業分野と関連する 122 業種がポジティブリストに列挙されることとなりました。とはいえ、当該決定の内容は、まだ正式には公表されておらず、7 月 30 日頃に出される次回官報における公表(アラビア語)が予定されています。

- ・ 再生可能エネルギー
- ・ 宇宙
- ・ 農業
- ・ 製造業
- ・ 輸送・倉庫業
- ・ ホスピタリティー・食品サービス
- ・ 情報通信
- ・ 専門的・科学的・技術的活動
- ・ 事務的・補助的サービス
- ・ 教育
- ・ ヘルスケア
- ・ 芸術・エンターテインメント
- ・ 建設

なお、外国直接投資法上、ポジティブリストが定められる際には、外国投資家に 49%超の持分保有が許容される事業体の形態(株式会社、有限責任会社等)、許容される外国投資家の出資割合、最低資本金、現地人管理職の割合等も定められるとされており、今回の決定で、各事業分野における最低資本金等の要件も定められましたが、外国投資家に許容される出資割合についてはまだ定められていません。

3. 結 語

今回のポジティブリストの公表は、UAE の外資規制緩和における大きな前進ですが、ポジティブリストには、外国企業からの関心が高い小売・卸売に関する分野は含まれていません。また、ポジティブリストに列挙された事業分野についても、49%超の持分保有が許容されるためには上記のような一定要件の充足が問題となるため、今回の外資規制緩和によって、実際にどの程度の外国企業が利益を受けることができるのかの見極めは、さらなる情報を待つ必要があります。

¹² アジアニュースレター ～新年特別版～(2018 年 1 月号)(https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/asia_1801.html)、
アジアニュースレター ～新年特別版～(2019 年 1 月号)(https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/asia_1901_2.html)



もりした まさお
森下 真生

西村あさひ法律事務所 弁護士 ドバイ駐在員事務所駐在代表

m_morishita@jurists.co.jp

2004年弁護士登録、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2018年 UAE ドバイ首長国弁護士登録。
2010-2011年総合商社法務部、2012-2013年ノートン・ローズ・フルブライト法律事務所(ロンドン)、2013-2016年総合商社電力部門(ドバイ)各出向。2016年より西村あさひ法律事務所ドバイ駐在員事務所駐在代表。
UAE ドバイ駐在6年目、同地を拠点に中東・アフリカ関連業務に専従。

Ⅲ. パキスタン: 司法制度と民事紛争解決システム

執筆者: 森下 真生、鈴木 多恵子、山本 峻暢

中東の貿易・金融ハブであるドバイから飛行機で2時間程に位置し、人口約2億人、平均年齢23.5歳と豊富な若年労働・消費者層を有するパキスタン。その潜在性に着目し、自動車産業や消費財製造業を中心として、パキスタンの進出日系企業数は2018年11月時点で約74社に達しました¹³。このような日系企業のパキスタンへの投資と貿易の拡大をうけて、パキスタンにおける債権回収や代理店、知財に関する紛争対応が必要となる事象も増えています。本稿では、同国の司法制度の特徴と民事裁判制度や仲裁などの紛争解決制度を概説します。

1. 司法制度の特徴

パキスタンの法制度においては、イギリス統治時代に導入された英国コモンロー体系と、イスラム教におけるシャリア法などの宗教法が並立して存在しています。日系企業が事業を行うにあたって関連するのは基本的に前者であり、その法体系は総じて、同時期にイギリスから独立したインドやバングラデシュと類似する部分があります。

法曹は基本的に一元化されており、多くの裁判官は一定の実務経験等所定の要件を満たした弁護士から任命されます。

2. 民事訴訟制度

パキスタンは連邦制を採用していますが、民事裁判所のヒエラルキーは、首都イスラマバードにある最高裁判所を頂点に構成されており、その下には国内の4つの州にそれぞれ高等裁判所が、さらにその下に地方裁判所(district courts)と民事裁判所(civil courts)が設置されています。もっとも、シンド州カラチの高等裁判所は300万ルピー以上の訴額の民事訴訟の第一審管轄を有するなど、その管轄と審級は日本より複雑です。

これら通常裁判所のほかに、労働や各種租税など、特定の紛争について専属管轄を有する特別裁判所や審判廷が多く設置されています。

英国コモンロー体系においてみられるとおり、最高裁判所又は高等裁判所の判断は、その下級審裁判所等に拘束力を有します(判例拘束主義)。米国のような陪審制度は採用されていません。

一番の課題は裁判手続の遅延であり、最高裁における最終判断までに10~20年を要することが稀ではなく裁判に膨大な時間を要するインドと大差ない¹⁴のが現状です。また、(インドにおいては高等裁判所以上ではまずないとされますが)司法における汚職も指摘されており¹⁵、日系企業による裁判対応にあたっては、解決までのスピードと公正の確保が重要となります。

外国判決の承認・執行には、パキスタンの民事訴訟法に基づき、パキスタン政府が相互承認国として指定した国の判決である場合を除き、承認・執行のための訴え提起が必要です。日本は当該政府指定国には含まれていないため、日本の裁判所の判決は同国においては直ちに執行することはできません。

¹³ ジェトロ調べ (https://www.jetro.go.jp/world/asia/pk/basic_01.html)

¹⁴ 2019年における世界銀行のdoing business rankingにおいて、裁判所を通じた契約執行期間を調査した指標(enforcing contracts)によれば、インドは190ヶ国中163位、パキスタンは156位でした。

¹⁵ 2018年におけるトランスパアレンシーインターナショナルの公共部門の腐敗度を調査した指標(CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2018)によれば、インドは180ヶ国中78位、パキスタンは117位でした。

3. 仲 裁

パキスタンは、外国仲裁の承認執行に関するいわゆる NY 条約(the New York Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards)の批准国であり、他の NY 条約の批准国を仲裁地とする外国仲裁を、同国裁判所において、仲裁について包括的に定める Arbitration Act of 1940 及び外国仲裁判断の承認執行に関する特別法令である the Recognition and Enforcement (Arbitration Agreements and Foreign Arbitral Awards) Act 2011 に基づいて承認執行することができます。

日系企業とパキスタン企業が当事者となる契約においては、交渉等の結果、シンガポール又は UAE を仲裁地(seat/place of arbitration)として、それぞれシンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Center)や、ドバイ国際仲裁センター(Dubai International Arbitration Centre)又は DIFC-LCIA 仲裁センター(DIFC-LCIA Arbitration Centre)の機関仲裁合意に至るケースが多く見られます。



もりした まさお
森下 真生

西村あさひ法律事務所 弁護士 ドバイ駐在員事務所駐在代表
m_morishita@jurists.co.jp

2004年弁護士登録、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2018年 UAE ドバイ首長国弁護士登録。
2010-2011年総合商社法務部、2012-2013年ノートン・ローズ・フルブライト法律事務所(ロンドン)、2013-2016年総合商社電力部門(ドバイ)各出向。2016年より西村あさひ法律事務所ドバイ駐在員事務所駐在代表。
UAE ドバイ駐在6年目、同地を拠点に中東・アフリカ関連業務に専従。



すずき たえこ
鈴木 多恵子

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士
t2_suzuki@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。以降、パキスタン、スリランカ、インド等の南アジア諸国を中心とする日系企業の新興国進出、ビジネス法務案件を専門にする。2012-13年にインドの Nishith Desai Associates 法律事務所出向(同ムンバイおよびバンガロールオフィス)。



やまもと たかのぶ
山本 峻暢

西村あさひ法律事務所 弁護士
tak_yamamoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。ストラクチャードファイナンスを中心として、アジアを含む国際取引、再生可能エネルギー、内部通報案件等に携わる。

IV. シンガポール: ハラスメント保護法(Protection from Harassment Act)の改正 執筆者: 佐藤 正孝

シンガポールでは、2014年11月15日から、ストーカー行為、脅迫行為、いじめ、言動による暴力等を含むハラスメント行為に対する刑事及び民事責任を定めたハラスメント保護法が施行されていましたが、ハラスメント保護法の適用件数が多いこと、及び、昨今のインターネット、SNS を利用した虚偽の事実の発信による被害の増加等の状況を踏まえ、今年5月7日、被害者の保護を厚くするための同法改正案が国会において承認されました。

当該改正法の施行により、現地日系企業の労務管理の実務にも少なからぬ影響が想定されますので、本稿では、ハラスメント保護法の主要な改正点について解説します。

1. ハラスメント保護裁判所の設置

ハラスメント保護法に基づく全ての刑事及び民事手続を管轄するハラスメント保護裁判所が設置されることとなります。ハラスメント保護裁判所の手続は、被害者の迅速な保護の観点から、簡易かつスピーディーな手続が採用されています。具体的には、証

抛等の採用についても、通常の民事訴訟に適用されるルールは適用されない他、保護命令の申し立てでもフォーマットを利用して申し立てることが可能となりました。また、ハラスメント行為による被害が大きいと認められる場合に出される緊急保護命令 (expedite protection order) の申し立てがなされた場合、原則として、申立てから 48 時間から 72 時間以内に、より被害が深刻である場合には、申立てから 24 時間以内に審議を開始することが予定されています。

2. インターネット上での虚偽事実の流布又は不適切行為に対する保護の強化

まず、インターネット上で、被害者に対するハラスメント、脅迫又は危害を加えることを目的として、個人を特定できる情報を公開する行為 (doxing) が犯罪行為として規定されることになりました。

また、インターネット上のコミュニケーション手段の多様化、発達により、虚偽情報が何のチェックも受けずに流布され、企業が深刻なレピュテーションリスクを受けるリスクが高まっています。そのため、個人だけでなく、法人も虚偽情報を流布されたことにより被害を受けた場合には、ハラスメント保護法に基づく救済を受けられることになりました。

さらに、インターネット上の情報の流布のスピードが非常に速いことに鑑み、改正法では、裁判所に暫定的な保護命令を迅速に出す権限が付与されることになりました。

3. 罰則の強化

精神又は身体に障害を持つ者又はパートナーに対するハラスメント行為の罰則が強化された他、保護命令の実効性を担保するために、保護命令に違反した場合の罰則も強化されています。

今回の改正により、企業に対するインターネット上での事実に基づかない誹謗中傷行為等に対して、迅速に対抗措置を講じる道が開けたといえます。今後、企業が、自社のレピュテーションを保護するために、ハラスメント保護法を使うケースも増えてくるものと予想されるところです。

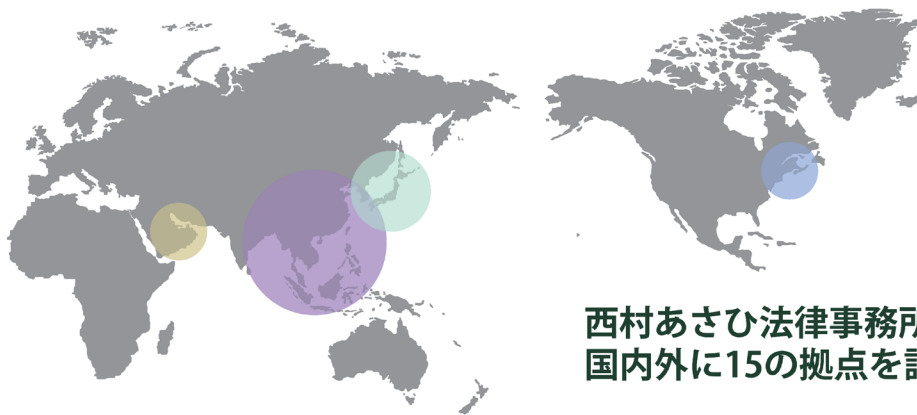


さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

m_sato@jurists.co.jp

2011 年 9 月から 2013 年 4 月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。その後、フィリピンの大手法律事務所に出向し、2014 年からシンガポールオフィスで勤務。シンガポール法弁護士 (FPC) を有し、現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等の M&A 案件、コーポレート案件等に広く携わる。



西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に15の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 伊藤剛志
藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ドバイ駐在員事務所

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
代表 中島和穂
駐在代表 森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
代表 小原英志
タイパートナー* Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*¹

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
代表 Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

ヤンゴン

Tel +95-1-382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*²

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。